

議会受付番号	文書質問第7号
質問者	赤松 正博 議員
答弁する者	市長・都市整備部長・ 文化財部長 (都市整備部道路課) (文化財部文化財課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問第7号について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

「北鎌倉隧道の安全対策」について

2 質問の要旨

- 1 平成26年8月第5回北鎌倉安全対策協で工法として開削を決めたが、行政としての正式決定はいつどの様な場で決定したのか。また、その過程で文化財部とのやりとり・協議等時系列的に、その内容を含め詳細に示されたい。
- 2 平成26年7月の文化財専門委での高橋委員の発言に対する市の対応に関わり、その後の専門委の場で市は謝罪したということだが、その時の会議録を提示されたい。
- 3 文化庁の指導的意見、文化財専門委の意見をふまえ、開削工法を見直すと表明されたが、その見直し決定はどういう場で、どんな議論を経て決定したのか。その際の会議録を提示願いたい。

3 答弁

- 1 北鎌倉隧道の開削工事は、平成27年8月20日付決裁の「北鎌倉隧道安全対策の方向性の決定について」で決定いたしました。
また、開削工法の決定に関しては、当該地は史跡では無く、文化財部とは必要に応じ協議を実施しています。打合せの記録は残っていません。
- 2 平成26年7月開催の平成26年度第2回鎌倉市文化財専門委員会での高橋委員の発言に対する市の対応につきましては、平成26年10月開催の平成26年度第3回鎌倉市文化財専門委員会において、議事に入る前に事務局から報告し

ました。

報告の内容は、別添議事概要のとおりです。

3 文化財専門委員会の意見を踏まえ、文化庁と協議した後、市長、両副市長と文化財部、都市整備部が会議して決定しました。その際の会議録は作成していません。

なお、会議の結論については、平成28年7月25日開催の全員協議会で配付した資料-1のとおりです。

平成26年度 第3回文化財専門委員会議事概要

■日時 平成26年10月30日（木） 14：00～15：20

■場所 鎌倉市役所本庁舎 第1委員会室

■出席者

委 員 7名 松島会長、河合委員、鈴木委員、高橋委員、馬場委員、原田委員、
山本暉久委員

事務局 安良岡教育長、小嶋文化財部長、桝渕歴史まちづくり推進担当担当次長
(文化財課) 吉田担当課長、小林課長補佐、鈴木係長、永田係長、米澤主事、
金子主事、小林主事
(歴史まちづくり推進担当) 服部担当課長

■議事概要

議事に入る前に、事務局から次のとおり報告しました。

○前回の文化財専門委員会で、「その他」の案件として、都市整備部道路課から説明し意見を頂戴した北鎌倉のトンネルについて、道路課が作成した議事概要を24日付で送付したが、これは道路課が必要と考える部分のみを作成したものであり、その内容について抜粋となっていたため、委員の意見が誤って伝わってしまう恐れのあるものであった。

今後は、議事概要是文化財課作成のものを使うように道路課に依頼した。また、このような事例が出たときには、同様の取扱いとしたいと考えている。このことについてご意見はあるか。

→各委員意見なし。

1 諮問事項

(1) 平成26年度鎌倉市指定文化財の指定について

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

The figure consists of four distinct sections, each containing a set of horizontal bars. The first section has 7 bars, the second has 6, the third has 7, and the fourth has 6. Each bar is dark gray with a thin white outline. In the first section, the 3rd and 4th bars from the top are significantly longer than the others. In the second section, the 4th bar is the longest. In the third section, the 2nd and 3rd bars are the longest. In the fourth section, the 1st and 2nd bars are the longest.

2 報告事項

（1）史跡現状変更許可申請状況について

資料2に基づき事務局から説明しました。委員からの質問等はありませんでした。

（1）発掘調査の実施状況について

●事務局から説明（資料3）

高橋委員：3の大倉幕府跡で出土した道路状遺構は、道路の南端が出たのか。

事務局：道路は調査区の一番南で出土したもので、道路の北端が出た。

高橋委員：6の宝積寺跡・天神山下城で出土した土師器の性格は。

事務局：古墳時代前期の竪穴住居址に伴って出土した。一部はかなり磨滅していたので、おそらく山の上の集落から落ちてきたものであろう。他に住居に伴って確認された小さめの完形に近い壺がある。

原田委員：大倉幕府跡出土の鏡の拓本を見ると、模様がはみ出ているように見えるが。

事務局：拓本は縁の内側の部分のみである。

原田委員：珍しい。これまでに鏡を何千と見てきたが、これは初めて見た。

松島会長：鎌倉では他に事例はあるか。

原田委員：鎌倉時代の鏡だが、楽器という図様は見たことがない。驚きである。

出土状態はどのようなものだったか。

事務局：調査区の北側の中世の整地層で、一部土坑もあったが、埋納ではなく廃棄と考えられる。

松島会長：縁がよく見えないが。

事務局：縁の上には模様はなかった。

原田委員：右上に雲のような模様が見えるが、これは何か。他にも気になるところがあるので、拓本は取り直した方がよい。

事務局：拓本は取り直し、写真もお示したい。

現在、東京文化財研究所と共同研究をしており、この鏡は東文研で簡易なクリーニング中である。今後調査もしてくれるとのことである。

原田委員：東文研には芸能部があるから、わかりやすいだろう。

山本暉久委員：最後の宝積寺跡・天神山下城だが、最近の鎌倉では珍しく広域な調査である。

城跡や寺院跡の状況が出るのではないか。

事務局：確認調査で12カ所トレンチを開けて確認したが、中世遺物の出土はなかった。

丘陵の上部で版築状のような痕跡があったので、寺院跡などが出る可能性はあると思う。

山本暉久委員：進捗に従って、注意して見ていくてほしい。

3 その他

○国指定史跡和賀江嶋の管理団体指定について（報告）

- ・事務局より、次のとおり報告しました。

平成26年10月14日付の官報で、鎌倉市と逗子市が管理団体に指定された。

和賀江嶋は昭和43年10月14日に国指定史跡となり、平成18年1月26日に追加指定された。平成18年3月には、保存管理計画を策定している。

世界遺産登録の取組と関連して、平成23年秋以降、管理団体指定の意見具申をしてきた。平成25年3月7日に正式に意見具申書を提出し、この度告示された。

文化財保護法113条に、管理するのは原則土地所有者とされており、和賀江嶋は、島の部分は財務省、海面と海岸は公有海面の管理者と合わせて県が所有者であるが、史跡として適正に管理するために具申したものである。

○平成26年度鎌倉市遺跡調査速報展について（報告）

- ・資料5に沿って、観覧者数やアンケート結果などについて報告しました。

以上